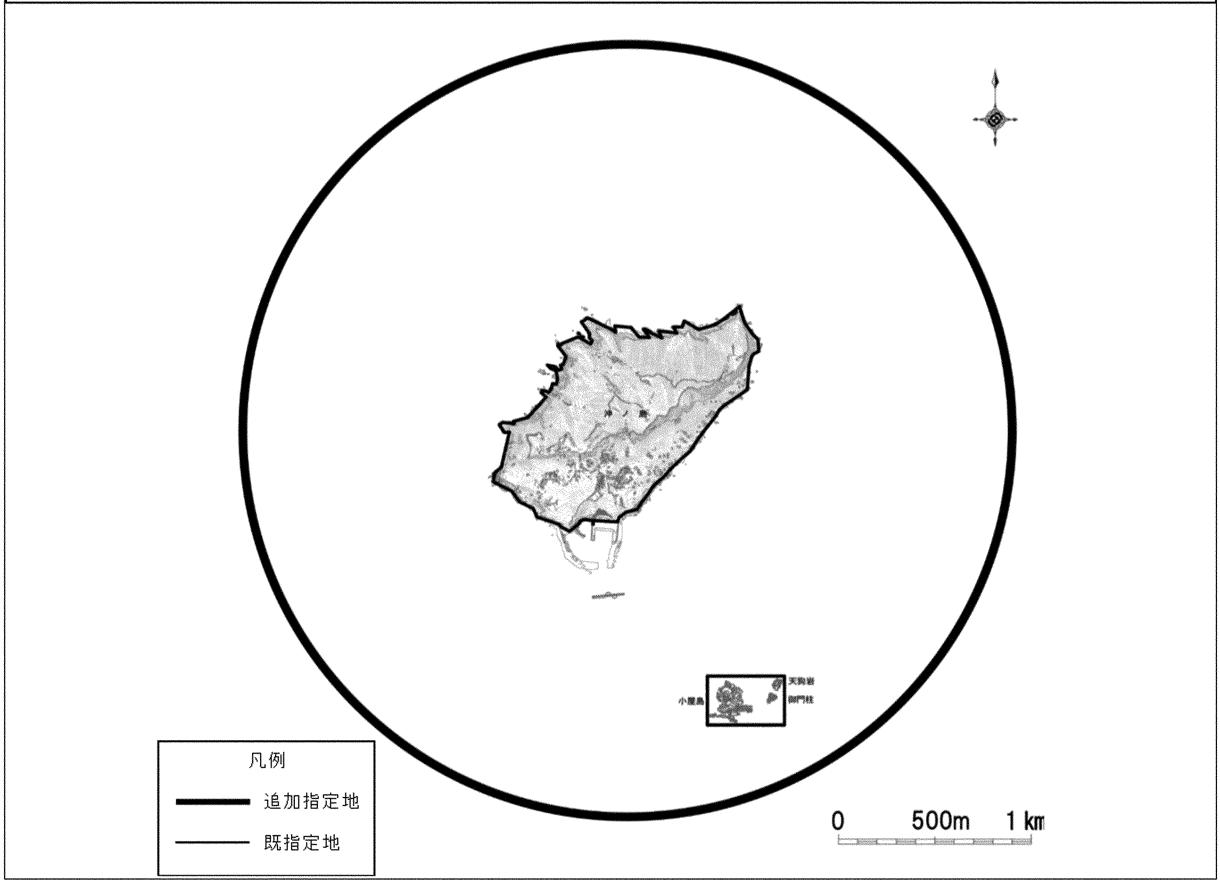
史跡　宗像神社境内　追加指定地域参考図



○文部科学省告示第百四十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝に同表の中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表の下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月十三日

文部科学大臣　林　芳正

上欄 名称	上欄 関係告示	中欄 所在地	中欄 地域	下欄 名称
円月島（高嶋）及び千畳敷	平成二十二年文部科学省告示第百二十四号及び平成二十三年文部科学省告示第百四十五号	三段壁 和歌山県西牟婁郡白浜町字瓜切	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅵ座標系を基準とする一地点（X＝マイナス二五八五一八〇・一四八メートル、Y＝マイナス六一八二八・四九七メートル）、二地点（X＝マイナス二五八六〇・七七四・九一八メートル、Y＝マイナス二五八七〇三・一八一メートル）、三地点（X＝マイナス二五八七一・七八二メートル、Y＝マイナス二五八七二九・六三九メートル）、四地点（X＝マイナス二五八七二六〇・九四五メートル、Y＝マイナス二五八九〇八・二三二メートル）、五地点（X＝マイナス二五八九〇四九・七六六メートル、Y＝マイナス二五八九三三・三六五メートル）、六地点（X＝マイナス二五八九四・八八三六八三・三四メートル、Y＝マイナス二五六二一三・七二一メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 備考　地域に関する実測図を和歌山県教育委員会及び白浜町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	円月島（高嶋）・千畳敷・三段壁

○文部科学省告示第百四十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月十三日

文部科学大臣　林　芳正

上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域
志賀高原石の湯のゲンジボタル生息地	平成二十年文部科学省告示第三十六号	長野県下高井郡山ノ内町大字平穏字池ノ平	七一四八番七のうち実測六〇六八・六四平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県教育委員会及び山ノ内町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。